

『続日本紀』
 和銅5年(712)12月15日
 東西二市に始めて史生各二員を置く。
 和銅7年(714)9月20日
 制すらく、今より以後、錢を扱ふことを得ざれ。若し
 実に官錢なりと知りて輒く嫌い扱ふ者あらば、勅して
 杖たしむること一百。其の濫錢の者は主客相對してこ
 れを破りて即ち市司に送れ。
 養老6年(722)2月27日
 詔して曰わく。市頭の交易、元來価を定む。比日以後、
 多く法の如くならず。茲に因りて、本源断んと欲する
 ときは則ち業を廃するの家あり。末流禁無きときは則
 ち奸非の侶あり。
 天平13年(741)3月9日
 (藤原広継の乱の罪人)東西両市に決杖各五十。
 天平13年(741)8月28日
 平城の二市を恭仁京に遷す。
 天平16年(744)閏正月4日
 從三位巨勢朝臣奈弓麻呂・從四位上藤原朝臣仲麻呂を
 遣して、市に就て京を定むるの事を問わしむ。市人は
 皆恭仁京を以て都と為さんことを願う。但し難波を願
 う者一人、平城を願う者一人あり。
 天平17年(745)5月10日
 是の日、恭仁京の市人平城に徙る。晝夜争ひ行くこと、
 相接して絶ゆることなし。
 天平宝字3年(759)5月9日
 又、勅して曰わく。頃ころ聞く。三冬の間に至りて市
 辺に餓人多しと。其の由を尋ね問えば、皆云う。諸国
 の調脚卿に遷ることを得ず。或は病に因りて憂苦し、
 或は糧なくして飢寒すと。

天平宝字3年(759)7月3日
 外從五位下食朝臣三田次を西市正と為す。
 天平宝字6年(762)正月9日
 外從五位下茨田宿祢杖野を東市正と為す。
 天平宝字8年(764)正月21日
 外從五位下蜜奚野を西市正と為す
 天平宝字8年(764)3月22日
 頃年水旱す。民稍饑乏して、東西の市頭に乞丐の者衆
 し。
 天平神護元年(765)2月29日
 左右京の粳各二千斛を東西の市に糶る。粳斗ごとに百
 錢。
 天平神護元年(765)4月16日
 左右京の穀各一千石を東西市に糶る。米価踊り貴きを
 以てなり。
 天平神護元年(765)6月13日
 又令すらく。諸司の六位已下雜任已上の者、米二百斛
 を糶らば位一階を叙せよ。一百五十石を加うる毎に一
 階を進めて叙せよ。他の物も亦比に准ぜよ。皆七月廿
 九日を限りて、東西の市において出し売らしむ。唯五
 位已上及び正六位上は別に其の名を奏せしむ。
 宝龜元年(770)3月10日
 從五位下山口忌寸沙弥麻呂・西市の員外令史正八位下
 民使毗登日理を以て、權に會賀市司に任ず。
 宝龜7年(776)3月6日
 外從五位下高市連屋守を西市正と為す。
 宝龜7年(776)3月24日
 外從五位下長瀬連広足を西市正と為す。
 宝龜8年(777)正月25日
 外從五位下關侯忌寸麻呂を東市正と為す。

なお、奈良国立文化財研究所『平城京東西市関係史料稿』1981 を御参照いただければ幸いです。

平城京西市跡

—右京八条二坊十二坪の発掘調査—

昭和57年3月25日 印刷

昭和57年3月31日 発行

編集 奈良国立文化財研究所
 奈良市二条町2丁目9番1号
 発行 奈良県教育委員会
 奈良市登大路町123
 印刷 奈良明新社
 奈良市橋本町36